

平和で静かな空を

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース 26号

発行：2011年10月10日

連絡先：大和市桜森3-5-3フォントビル1F 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL：<http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-oomm/>

回頭弁論がなくとも、裁判は進んでいます 9月5日（月）「第24回 進行協議」が開かれました

次都
回大学
口頭
弁護団
が要求
してい
る、学
者証人
尋問（
まし
京都）
が、今
回では
4回目の
申請で
もあり
ますが、
今回で
は不採用
されまし
たと想
います。
弁護士が
以降に判
断するこ
とにまし
まし

た。次都
回大学
口頭
弁論が
拠点で
あると
思って
いる、学
者証人
尋問（
まし
京都）
は、今
回では
4回目の
申請で
もあり
ますが、
今回で
は不採用
されまし
たと想
います。
弁護士が
以降に判
断するこ
とにまし
まし

また、以前から弁護団が被告・国に対して、国が行った騒音測定データを証拠として提出するよう再三四求めています。弁護団からは「主張だけではなく提出を拒否。今まで」と「防音工事データ」が提出されました（被告・国が求釈明を求めていた原告は、686名となりました）。これは「危険への接近」に対するの求釈明です。詳しくは原告団ニュース25号・7月25日発行をご覧ください。これに対して弁護団は、被告・国の求釈明に對する反論書面を提出することを伝えました。

*被告・国は「騒音測定データ」の提出を拒否

① 原告団から「居住状況陳述書（1044名分）」
② 被告・国から「求釈明申立書（5～9まで）」と「防音工事データ」が提出されました（被告・国が求釈明を求めていた原告は、686名となりました）。これは「危険への接近」に対するの求釈明です。詳しくは原告団ニュース25号・7月25日発行をご覧ください。これに対して弁護団は、被告・国の求釈明に對する反論書面を提出することを伝えました。

*「現地検証の申請」を裁判所は忌避しました

居住陳述書の取り組みについて

現在、原告団事務局では、陳述書作成の原告残り569名の陳述書作成に弁護団とともに苦闘しています。

弁護士が原告宅に個別訪問し、陳述書を作成しますが、結審日を早く迎えるためにも、陳述書作成が終わっていない原告の方々のご協力をお願い致します。

弁護士・事務局からお送りする訪問日程の問い合わせ書簡や、連絡に對してのお返事を必ずして下さい。陳述書の提出がなされないとご自身の判決が不利になります。

第四次訴訟団：今後のイベント

【第四回 ブロック長会議】

開催日時：11月19日（土）13時30分～

開場：大和生涯学習センター 303特別室

幹事支部・大和第3・大和第4支部

プログラム：詳細は決まり次第お知らせします

弁護団、原告相互の交流（懇親会など）ゆったり気分の楽しいプログラムを企画します。

ブロック長は是非ご参加下さい

【共催行事について】

講演会：「基地も原発もいらない世界は可能だ」

日時：10月22日（土）14時開場 14時30分開演

開場：大和市渋谷学習センター：ホール（IKOZA 2階）

講師：伊藤 千尋氏（国際ジャーナリスト：朝日新聞記者）

主催：厚木基地平和利用研究会（厚研）

共催：第四次厚木爆音訴訟原告団・厚木基地爆音防止期成同盟

※「チケットが必要です。」チケットについては原告団事務局にお問い合わせ下さい。

第18回回頭弁論の日程

11月7日（月）13時30分～横浜地裁 101号法廷

集合時間：12時30分

集合場所：横浜公園（関内）横浜スタジアム前

今回の弁論では

横浜国大 田村 明弘教授の証人尋問を行います。

田村教授は、航空機騒音の指數（W値）を設定するための政府の委員会のメンバーとしてご尽力された騒音についての第一人者です。

田村教授には、被告国が主張している「昼間騒音控除」と航空機騒音の指數（W値）の環境方式と防衛施設方式の関係」「昼間騒音控除後W値の問題点」などについて証言して頂きます。

⑥傍聴への参加要請は各支部を通じてお知らせ致します。



回頭弁論傍聴の為、横浜スタジアム前に集った原告団

全国基地爆音訴訟連絡会議「臨時役員会議」を開催 「今後の活動の進め方」について協議しました

全国の7爆音訴訟団と準備会で結成している「全国基地爆音訴訟原告団連絡会議」(全国基地訴訟連絡会議)では、9月2日(土)第三次嘉手納基地爆音差止原告団事務所(沖縄市)で「臨時役員会議」を開催し、「各訴訟団・準備会の現状報告」と「今後の活動の進め方」について協議しました。

「各訴訟団・準備会」の現状報告を行って行く中で、様々な問題が提起されました。

全国基地訴訟連絡会議では、ここで提起された問題点を当面の活動課題として取り組んで行くことにしました。

I. 各訴訟団からの現状報告

1. 第三次嘉手納基地爆音差止訴訟原告団 (原告 22、063名)

1. 第1回 口頭弁論期日 10月20日(木)
10時～ 那覇地裁沖縄支部
2. 「普天間基地の固定化・オスプレイ配備を許さない・嘉手納統合案反対決起集会」第三次嘉手納訴訟団・普天間爆音訴訟団・沖縄平和運動センター 共催
9月8日(木) 沖縄防衛局前広場 参加者 1100名
3. 9月15日から、仲井間知事が訪米。新川団長が、仲井間知事への申し入れ交渉中

2. 第5次・6次小松基地爆音訴訟団 (原告 2、227名)

1. 「基地騒音の健康影響調査」を行った
予備調査 2月26日～3月6日・対象: 42戸・回収: 32戸・回収率 67.2%
本調査 6月4日～8月12日・対象: 691戸・回収: 594戸・回収率 86.0%
①調査項目 “E U環境基準ガイドライン”を基にした健康影響調査項目
②調査チーム 医師・看護師・訴訟団がセットで20世帯/1チームで調査
③調査対象 各コンターの該当区域のそれぞれ1地域全世帯(原告以外の世帯含む)
④調査協力費調査用紙1枚につき、500円のクーポン券

3. 岩国爆音訴訟原告団 (原告 654名)

1. 7月8日第12回・10月13日第13回口頭弁論。
①裁判所が原告意見陳述は、「差し止め等を考慮すると審理が長引く」ので、原告意見陳述はやらないと、高圧的な姿勢。
②国の主張: 沖合1km移転に伴い、音源が変わった ← 飛行ルートが変わっている
③愛宕山開発地区 → 米軍住宅転用問題
2. 第四次厚木爆音訴訟原告団 (原告 7、054名)

1. 被告・国は「危険への接近法理」と「昼間騒音控除論」を頑なに主張している。

①「危険への接近法理について」

NLPが開始された3ヶ月後のS57年5月から、コンター内に転居して来た原告の居住歴を「4パターン」に類型し、夫々の原告に対し「求釈明」を申し立てをしてきた。

原告団としては、過去の判決で国の主張はすべて棄却されているので、個別の立証はしない。

②「昼間騒音控除論について」

いわゆる「勤め入論」で被告・国は、勤めや通学のため多数の原告は騒音区域外に出ているので、昼間の騒音は発生しなかったと見るのが妥当であると主張してきた。

弁護団は、国が提出してきた「昼間騒音控除後のW値の算出根拠(生データ)」を証拠として提出するよう再三再四厳しく追及していますが、国は応じようとしません。原告側は、11月7日(月)の第18回口頭弁論で、国の主張を退けるため、横浜國大 田村教授の「証人尋問」を行う。

2. 「次期固定翼哨戒機(P-1)」機体に亀裂が発生
現在、厚木基地で「性能評価試験」を行っているP-1の静的試験で、機体に亀裂が発生したことが判明。
即時試験飛行の停止と、23年度配備計画の撤回を防衛省に抗議・要請した。今後、厚木爆音・支援団体とともに抗議行動を行って行く。

5. 横田・基地被害をなくす会

1. 第9次訴訟立上げに向けて、「横田公害対策準備会」と一緒に取り組むための話し合いを進めて来たが、これまで“歩んできた、取り組んできた経緯が違い”、結果としてそれぞれの視点で訴訟に取り組むということで確認をした。
2. 8月6日(土)「差し止めの行政訴訟」について勉強会を行った。(講師: 厚木弁護団 福田弁護士)
3. 今後の課題として「群馬県下の騒音被害住民」との交流を計画。

6. 「横田基地等の公害対策」を進める準備会

1. 6月1日(水)「全国環境週間」における三省(環境・外務・防衛)への要請行動報告
①「騒音軽減部会」(防衛省交渉の中で存在が判明)の中身を調査する必要あり
7. 普天間米軍基地から爆音をなくす訴訟原告団
1. 昨年7月29日判決。損害賠償確定。「差し止め」を最高裁に上告、音沙汰なし。
*最高裁判決が出た時に、何らかの行動取り組み
2. 「オスプレイ配備」米軍6月に通告。沖縄県全市町村での全会一致反対決議要請行動
3. 来年3月までには第二次提訴を目指す
原告募集説明会実施中・訴訟要件を弁護団と調整する。

8. その他

1. 防衛省と環境省で採用する「騒音測定器に違い」追及していく。
国交省 = リオン製で交通騒音測定・40%を超える差異 → 日東紡製に変更
2. 「原発事故処理」に伴う「汚染廃棄物」の自衛隊・米軍基地での保管問題
3. 「ベトナム戦の枯葉剤」保管問題
4. 米国議会「公聴会」へのアプローチ検討・米本土へのアピール(2~300人規模)
5. テレビ受信料問題

II. 当面の具体的な行動計画について

1. 国(民主党政権)に対して、「基地被害の根絶を図るよう」

- 4度目の抗議・要請行動を行う。
2. 「基地周辺住民」を対象とした「基地騒音の健康影響調査」を全国基地訴訟連絡会議の統一活動として取り組む。「空港弁護団」(全国基地訴訟弁護団)や、学者との共同行動を目指す。
3. 世論に「基地騒音被害の実態」を広くアピールするために、統一行動の取り組みを検討する。

以下、それぞれの取り組みの概要について述べます。

【取り組みの考え方】

I. 国(民主党政権)に対して、「基地被害の根絶を図るよう」抗議

- ・要請行動を行う
1. 普天間、辺野古、オスプレイ配備、原発事故関連等々の問題点を踏まえて、政府に「もの言う」必要がある
2. 行動時期としては、野田新政権の政治日程から見て年内(12月)を予定する。
3. 政府の回答を文書で引き出すことも必要。場合によっては、「質問趣意書」で回答を引き出すことも考慮する。
4. 要請・抗議内容は、重点項目に絞り具体的な内容とする。
*過去3回にわたり提出した内容も提起する。

- II. 「基地周辺住民」を対象とした「基地騒音の健康影響調査」を全国連絡会議の統一活動として取り組む。
1. 小松訴訟団で行った取り組みをベースとする。調査対象は調査対象地域の全住民とする。
*原告以外の地域住民も対象にすることで、調査データにインパクトがある。
 2. 原告団、弁護団、学者・研究者、地域医療関係者の足並みをそろえた対応が不可欠手順として、
①各訴訟団毎に各弁護団と意思統一を図る
②各訴訟の学者・研究者の連携が図れる環境つくりを弁護団に働きかける
① 協力を依頼できる地域医療関係者を発掘する
② 原告団、弁護団、学者・研究者の三者会議を開き、意思統一を図る。
- 3 「全国基地訴訟連絡会議」の統一行動を企画し実行する
①騒音をはじめとする基地被害を、世論にアピールし支援の輪を大きくするための統一行動を行う
・街頭宣伝活動
・署名活動など

厚木基地離発着航空機の被害調査実施について

厚木基地の航空機（米軍機・自衛隊機）による環境被害は、「爆音による騒音被害」や「墜落・落下事故の恐怖・不安」と「健康被害」などが上げられます。

油煙調査

航空機による「健康被害」の一つに「航空機が排出する油煙による被害」があります。

この「油煙による被害が立証できれば、私たちの爆音訴訟に有利な証拠」とすることが出来ます。

訴訟団では、「油煙によるスス状物質の発生状況を把握し、今後の原因究明のための基礎資料を得ること」を目的に、弁護団とともに専門業者に委託して、訴訟団としては初めて「油煙被害の調査」に取り組んで来ました。

調査期間は、8月18日～9月24日に行いました。

ご協力頂いた方々は

- ・古林撮樹さん・神宮利雄さん・山下博さん
- ・富樫健八郎さん・高口龍介さん・大滝昌司さん
- ・神岡元子さん・加藤清さん・住中秀夫さん
- ・中谷一朗さん

何れも厚木基地滑走路南端から1.8Km圏内（大和市福田）に在住の10名の方々です。ご協力有り難うございました。

低周波音測定

*低周波音とは

一般的に人間の耳に音として聞こえる音波の周波数はほぼ20ヘルツから2万ヘルツ程度までと言われています。

環境省では、「低周波音防止対策マニュアル」などをとりまとめにあたり、概ね1ヘルツから100ヘルツまでの音波を低周波音としています。

*低周波音の影響

低周波音の影響については、建具等をがたつかせる「物的影響」、低周波音が眠りを妨げる「睡眠影響」、低周波音の知覚により圧迫感、振動感や頭痛、吐き気等がもたらされる「心理的・生理的影響」等がある。

- ① 「物的影響」は、音を感じないのに戸や窓がガタガタする、置物が移動すると言った現象が生じる。
- ② 「睡眠影響、心理的・生理的影響」のうち、「心理的影響」はよく眠れない、気分がいらいらするといった現象であり、「生理的影響」は、頭痛・耳鳴りがする、吐き気がする、胸や腹を圧迫されるような感じがする等の現象である。

このような、「低周波音による健康被害」を立証するため、航空機の爆音から発生する低周波音を測定する作業に取り組んでいます。

これまでにご協力いただいた原告の方は・梶ヶ谷喜久栄さん（大和市柳橋5丁目）測定期間：6月8日～6月14日・鈴木昇さん（大和市福田2丁目）測定期間：9月9日～9月15日でした。ご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

「原子力空母」ジョージ・ワシントンの動向



原子力空母「ジョージ・ワシントン」（GW）は、私たち厚木基地周辺住民に「艦載機」による爆音被害や部品落下事故や墜落の危険性などの恐怖」など、様々な被害をもたらす元凶です。昨年10月からこれまでの動向を追ってみました。

こうして振り返ってみると、ホーネットの機種変更で爆音は益々酷くなっていますが、目に見えています。「國の言う基地周辺住民の負担軽減」など夢のまた夢です。

2010年

- ・10月26日 艦載機厚木基地に飛来
～28日
- ・11月 1日 GW横須賀に入港まで、海上自衛隊と対潜艦訓練、米韓合同訓練、西太平洋海域で作戦航海
24日 GW横須賀を出港
25日 艦載機大島沖でGWに帰還
30日 F/A18Cホーネット5機機種変更のため米本国へ帰還
- 12月10日 " 5機 "
- 12月10日 艦載機厚木基地に飛来
～12日
- 12月14日 GW横須賀に入港

2011年

- *2月 4日 米軍ヘリから部品落下事故（寒川）
*2月 9日 米軍ヘリ不時着（平塚・相模川河川敷）
*3月11日 東日本大震災
3月17日 艦載機急遽グアムへ避難
～18日（厚木基地在留家族も国外へ）
・3月21日 GW横須賀を緊急出港
*福島原発事故による放射能汚染を避けるために出港定期メンテナンスは西日本海域の洋上で実施・補給は佐世保基地

- ・4月20日 GW横須賀に入港
・4月21日 艦載機グアムから厚木基地に再飛来
～22日

*5月11日 F/A18Eスーパーホーネット機種交代11機飛来(GW搭載のホーネットは歳てスーパーホーネットに機種変更)

- ・5月23日 NLP通告
・5月30日 NLP実施（硫黄島）
- *6月 7日 米軍・硫黄島で模擬着艦訓練(FCLP)を報道陣に公開
～6月 9日
- ・6月12日 GW横須賀を出港
・8月24日 艦載機厚木基地飛来、早朝からの着陸で騒音苦情殺到——この間GWは、西太平洋警戒活動、タイ、インドネシア、ベトナム、オーストラリア各国と合同訓練を実施
・8月25日 GW横須賀に入港
- *8月29日 ハンター(訓練用標的機・民間チャーター機)厚木基地へ帰還途中燃料漏れで岡山空港に緊急着陸
・9月19日 GW横須賀を出港海上自衛隊との演習や、西太平洋海域で各国と連携しパトロール任務を行う予定

「さよなら原発9/19集会」 全国1000万人集会・東京会場に爆同・訴訟団は参加しました



9月19日の敬老の日に東京・明治公園において「さようなら原発 1000万人アクション」が5万人規模の予定で開催されました。呼びかけ人が大江健三郎氏や落合恵子氏など著名人ということもあって、参加者は予想を大きく超え、主催者発表で6万人。会場の明治公園周回道路を含めて立雑の余地もないような状態で、いかにも市民が原発事故に対して不安と怒り、いても立ってもいられない立ちを見せているかが伺われました。(爆同・第四次訴訟団から60人)がバス2台に分乗で参加しました。

3月11日の東日本大震災がきっかけで、福島原発、いや、日本全国の原発の安全神話によって覆い隠されていた偽りの姿が明みに出され、「想定外」の耐震設計ミスにより原発が水素爆発を起こし、大規模な放射能災害をもたらしています。原発周辺の市民は一時避難を余儀なくされ、人は避難しましたが、家畜は置き去りにされ、農地・市街地は放射能で覆われました。



大地震での復興は困難であっても確実な前進は可能です。しかし、原発事故の処理は放射能の処理ができない限り、不可能です。

事実半年経った現在でも放射能災害は拡大を続けています。いったん事故あれば原発は制御不能となり、地上は地獄と化します。このような原発が日本には54基もあります。福島原発のこの事故を見れば原発に未来などないことは一目瞭然です。一日も速くすべての原発を停止し、廃炉にとって行かなければならないと思います。

会場に集まった人々は脱原発を口先だけのものではなく、自分の生活・生命の問題として捉えていました。組織的な、思想的な集会ではなく、自分自身が何かをしなければ取り返しのつかないことになると、普通の市民が本気になって集まつたといえます。この夏、原発がなくても電力不足はおきませんでしたが、たとえ不足していたとしても、原発に頼るのは止め、他の方法での電力供給を考えるか、生活の仕方を変えることで少しづらいの不便は乗り越えるべきでしょう。



写真提供
爆同総務部長・山野村

正充夫氏

町田支部学習会報告書

町田支部長・新井真知子さん

9月12日、今年2回目のミニ学習会を定例会議と併せて催しました。学習会講師には厚木爆同書記長：岡本 聖哉さんをお招きして行いました。「いよいよ町田でも不払い運動を始めるのか?」と唐突に感じるでしょうが、少し違います。そもそも何故このテーマで学習を?ですが、去る8月24日町田支部として、町田市に対して「爆音被害と墜落への不安解消」の申し入れを行いました。その要請項目について「NHK受信料助成制度の導入」を入れるか否かで、支部として意見が分かれ盛り込むことを見送りました。各原告が同助成制度について理解を深める為にまずは学習をとなつた次第です。

さて、以下は有意義だった学習会の要旨です。

1960年の「爆同」結成直後から始まり、1964年受信料半額免除を勝ち取った運動は何を目指しているのか?ズバリ反基地運動である。爆音訴訟と同様に基地維持のためにどれ程の税金が使われる、そしてそもそも税金はどう使われるべきか、を問うている。デモや集会に参加することと違い、在宅でも「基地・騒音が無くなるまで払わない」という意思表示が出来る。参加し易い反基地運動である。助成制度の導入していない町田としては、まずは制度の存在をアピールをしていく、そこから不払い運動へと進めるのが良いのでは。町田に基地がないとは言え、75W以上の地域でも制度導入をしていないことは理不尽。半額免除が市全域でなされている大和市において、「爆同」が牽引している残り半額の不払い運動だが、これに対してNHKが法的手段をとるのではないか?と不安になる人もいるかもしれないが、公共性のあるNHKは「音声の聞こえない」状態を放置しておいてはいけない立場である。爆同会員に対しては「爆同」が一体となって対処する。ましてや訴訟団には優秀な弁護士の方々がおられるので恐れるに足らずである、と「不払い運動」というやや不穏な響きのある事柄について、岡本さんは軽妙洒脱な語り口で、聞きやすく分かり易く話してください、10人余りの原告が熱心に耳を傾けました。

終了後、「受信料は不払いと反基地運動が結びついた」「制度がある以上自治体にその導入による市民が要求していく必要がある」「防音工事と同様、助成を受けるとお金を貰っているので騒音に不満を言えないと思う人がいるようだが、そうではないということを話していかなければならない」など感想が寄せられました。

*NHK受信料不払い問題は厚木爆同の運動です。

したがってこの運動に参加できるのは爆同の会員のみです

知得情報 法廷で使われる裁判用語

訴 状	原告が訴えを提起するために裁判所に提出した書面
答 弁 書	訴状に対する被告国は応答を書いた書面が答弁書
認 否	自分の言い分を書いた書面が準備書面
争点 証拠の整理	争いのポイントや証拠を整理し、確定するのが争点・証拠の整理
集中証拠調べ	証人等の尋問を集中的に行うのが集中証拠調べ
認 否	弁論の中で、相手方の主張する事実を争うかどうか答えること。争わない場合は「認める」争う場合は「否認する」または「不知(知らない)」と述べます(争われた事実については、証拠によって証明しなければなりません。)
甲号証	原告が提出した書証(証拠書類)
乙号証	被告国が提出した書証